

別表第1 測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m^3) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント)
2 アクリルアミド	$0.3 \text{ mg}/\text{m}^3$
3 アクリロニトリル	2 ppm
4 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として $0.01 \text{ mg}/\text{m}^3$
5 アルファーナフチルアミン及びその塩	—
6 石綿 (アモサイト及びクロシドライトを除く。ただし、平成7年4月1日前に製造され又は輸入されたアモサイト及びクロシドライトは含む。)	$5 \mu\text{m}$ 以上の繊維として $0.15 \text{ 本}/\text{cm}^3$
7 エチレンイミン	0.5 ppm
8 エチレンオキシド	1 ppm
9 塩化ビニル	2 ppm
10 塩素	0.5 ppm
11 オーラミン	—
12 オルトトリジン及びその塩	—
13 オルトフタロジニトリル	—
14 塩素化ビフェニル (別名PCB)	$0.1 \text{ mg}/\text{m}^3$
15 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして $0.05 \text{ mg}/\text{m}^3$
16 クロム酸及びその塩	クロムとして $0.05 \text{ mg}/\text{m}^3$
17 クロロメチルメチルエーテル	—
18 五酸化バナジウム	バナジウムとして $0.03 \text{ mg}/\text{m}^3$
19 コールタール	ベンゼン可溶性成分として $0.2 \text{ mg}/\text{m}^3$
20 三酸化砒素	砒素として $0.003 \text{ mg}/\text{m}^3$
21 ジアニシジン及びその塩	—
22 シアン化カリウム	シアンとして $3 \text{ mg}/\text{m}^3$
23 シアン化水素	3 ppm
24 シアン化ナトリウム	シアンとして $3 \text{ mg}/\text{m}^3$
25 ジクロロベンジジン及びその塩	—
26 3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジ	$0.005 \text{ mg}/\text{m}^3$

アミノジフェニルメタン		
27	臭化メチル	5 ppm
28	重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05 mg/m ³
29	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	水銀として0.025 mg/m ³
30	トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
31	ニッケルカルボニル	0.001 ppm
32	ニトログリコール	0.05 ppm
33	パラジメチルアミノアゾベンゼン	—
34	パラニトロクロルベンゼン	0.6 mg/m ³
35	弗化水素	2 ppm
36	ベータプロピオラクトン	0.5 ppm
37	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.002 mg/m ³
38	ベンゾトリクロリド	—
39	ベンゼン	1 ppm
40	ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして0.5 mg/m ³
41	マゼンタ	—
42	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして0.2 mg/m ³
43	沃化メチル	2 ppm
44	硫化水素	5 ppm
45	硫酸ジメチル	0.1 ppm
46	鉛及びその化合物	鉛として0.05 mg/m ³
47	アセトン	500 ppm
48	イソブチルアルコール	50 ppm
49	イソプロピルアルコール	200 ppm
50	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	100 ppm
51	エチルエーテル	400 ppm
52	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	5 ppm
53	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	5 ppm
54	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	25 ppm
55	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	5 ppm

56	オルト-ジクロルベンゼン	25 ppm
57	キシレン	50 ppm
58	クレゾール	5 ppm
59	クロルベンゼン	10 ppm
60	クロホルム	10 ppm
61	酢酸イソブチル	150 ppm
62	酢酸イソプロピル	100 ppm
63	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	100 ppm
64	酢酸エチル	200 ppm
65	酢酸ノルマル-ブチル	150 ppm
66	酢酸ノルマル-プロピル	200 ppm
67	酢酸ノルマル-ペンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)	100 ppm
68	酢酸メチル	200 ppm
69	四塩化炭素	5 ppm
70	シクロヘキサノール	25 ppm
71	シクロヘキサノン	25 ppm
72	1, 4-ジオキサン	10 ppm
73	1, 2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	10 ppm
74	1, 2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	150 ppm
75	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	50 ppm
76	N, N-ジメチルホルムアミド	10 ppm
77	スチレン	20 ppm
78	1, 1, 2, 2-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	1 ppm
79	テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)	50 ppm
80	テトラヒドロフラン	200 ppm
81	1, 1, 1-トリクロルエタン	200 ppm
82	トリクロルエチレン	25 ppm
83	トルエン	50 ppm
84	二硫化炭素	10 ppm
85	ノルマルヘキサン	40 ppm
86	1-ブタノール	25 ppm
87	2-ブタノール	100 ppm
88	メタノール	200 ppm

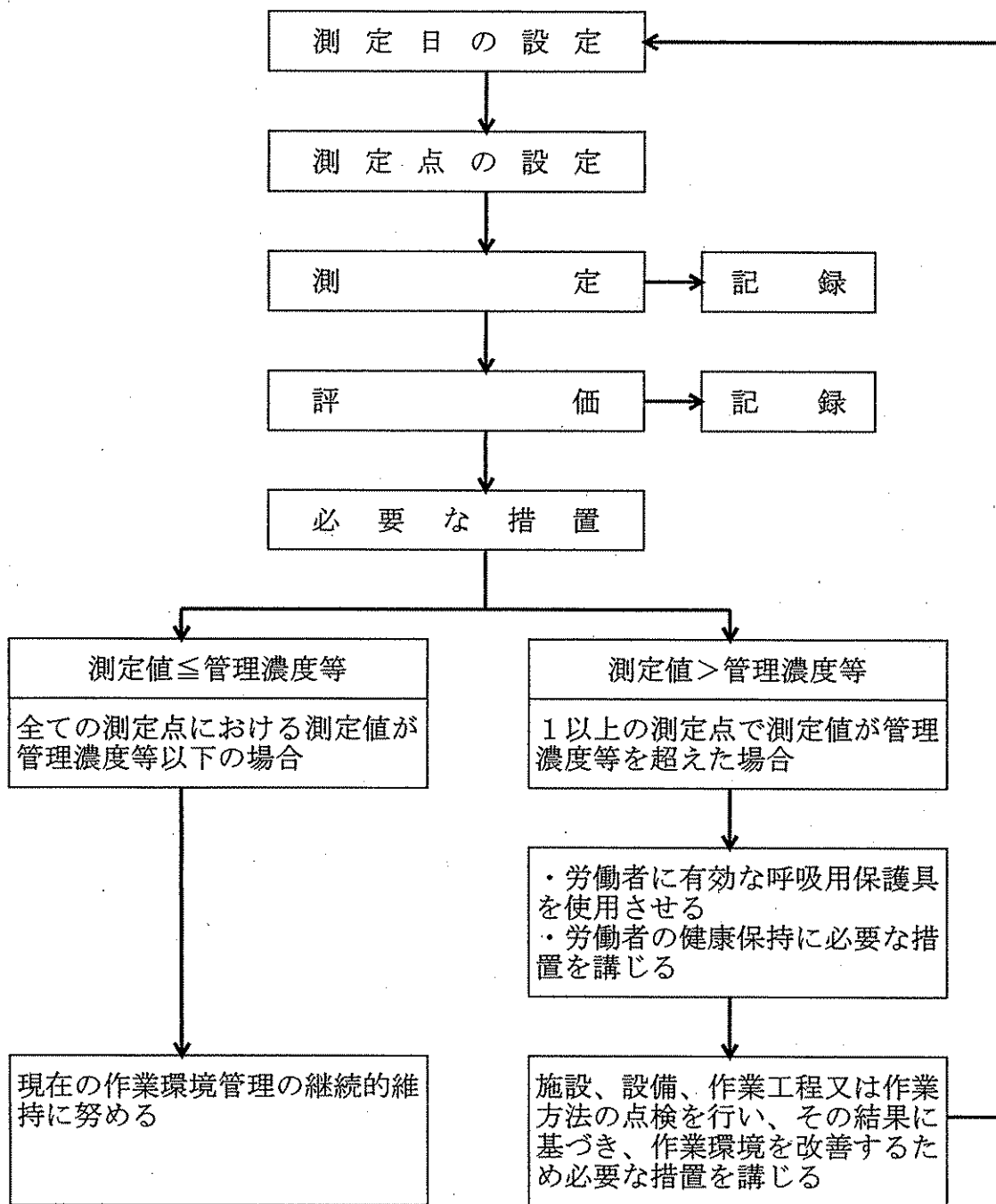
89	メチルイソブチルケトン	50 ppm
90	メチルエチルケトン	200 ppm
91	メチルシクロヘキサノール	50 ppm
92	メチルシクロヘキサノン	50 ppm
93	メチルノルマルブチルケトン	5 ppm
94	アントラセン	—
95	酢酸ビニル	10 ppm
96	パラジクロルベンゼン	10 ppm
97	ビフェニル	0.2 ppm
備考 この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		

(注) 表に掲げる管理濃度等とは、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する基準濃度をいう。

別表第2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
2 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
3 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
4 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
5 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
6 1, 2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
7 ジクロロメタン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレ	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

ン)		
9 1, 1, 1-トリクロ ルエタン	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
10 パラ-ジクロルベン ゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
11 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法



屋外作業場等における作業環境管理のフローシート